**平成２８年（フ）第１４１号**
茨城県つくば市高崎706番地
債務者　古山久美子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第８１号**
茨城県猿島郡五霞町大字小手指1156番地
債務者　大場　旭子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２８年（フ）第１０６号**
茨城県古河市関戸1727番地１　エンゼルハイツサイトウＤ101
債務者　橋野　光一
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２８年（フ）第１１５号**
茨城県坂東市辺田656番地
債務者　服部とも子（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２８年（フ）第１１６号**
茨城県古河市上辺見2655番地２
債務者　植竹　明美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第１２２号**
茨城県古河市東牛谷1064番地５
債務者　石井　英次
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２８年（フ）第１２号**
千葉県長生郡白子町牛込539番地
債務者　斉藤　智彦
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２８年（フ）第２４号**
千葉県茂原市長尾2644番地１（新茂原ハイツ201号）
債務者　今関　　清
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２８年（フ）第２２５号**
山梨県韮崎市旭町上條南割3314―13　山梨県立北病院、住民票上の住所山梨県甲斐市西八幡3957番地９
債務者　牛山　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１５９号**
静岡県富士市鈴川東町24番40号
債務者　久松　雅英
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第１３９号**
兵庫県姫路市広畑区本町２丁目21番地５ホーユウパレス姫路広畑204号、従前住所兵庫県高砂市曽根町443番地の４
債務者　山崎　勝文
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第３４４号**
兵庫県姫路市広畑区正門通３丁目９番地８のぞみの家、従前の住所兵庫県姫路市網干区興浜875番地２グランヴィレッジおきのはま１号館
債務者　宮崎　惠子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第３４８号**
兵庫県姫路市御国野町御着113番地市住10
債務者　藤田　孝子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第９６号**
鳥取県西伯郡伯耆町坂長800番地
債務者　西村　和久
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第１０４号**
鳥取県米子市米原1496番地９　103号、前住所島根県松江市山代町567番地　市営宝谷アパート２号棟19号室
債務者　赤木　直子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第３２６号**
熊本市東区健軍３丁目13―18　Ｍビル102、住民票上の住所熊本市西区小島７丁目４番２―505号　市営住宅２Ｃ―１―505
債務者　篠**原**　惠美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０６号**
北海道苫小牧市桜木町２丁目14番19号ジェーハイツ桜木５―103号
債務者　千田　弘美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部